

小規模・高齢化集落支援モデル事業の 課題整理と取組事例

目 次

1	小規模・高齢化集落支援モデル事業の概要・・・・・・・・	1
2	小規模・高齢化集落支援モデル事業の課題整理・・・・	2
3	小規模・高齢化集落支援モデル事業の取組事例・・・・	5
4	今後の施策の方向性について・・・・・・・・・・・・・・	7

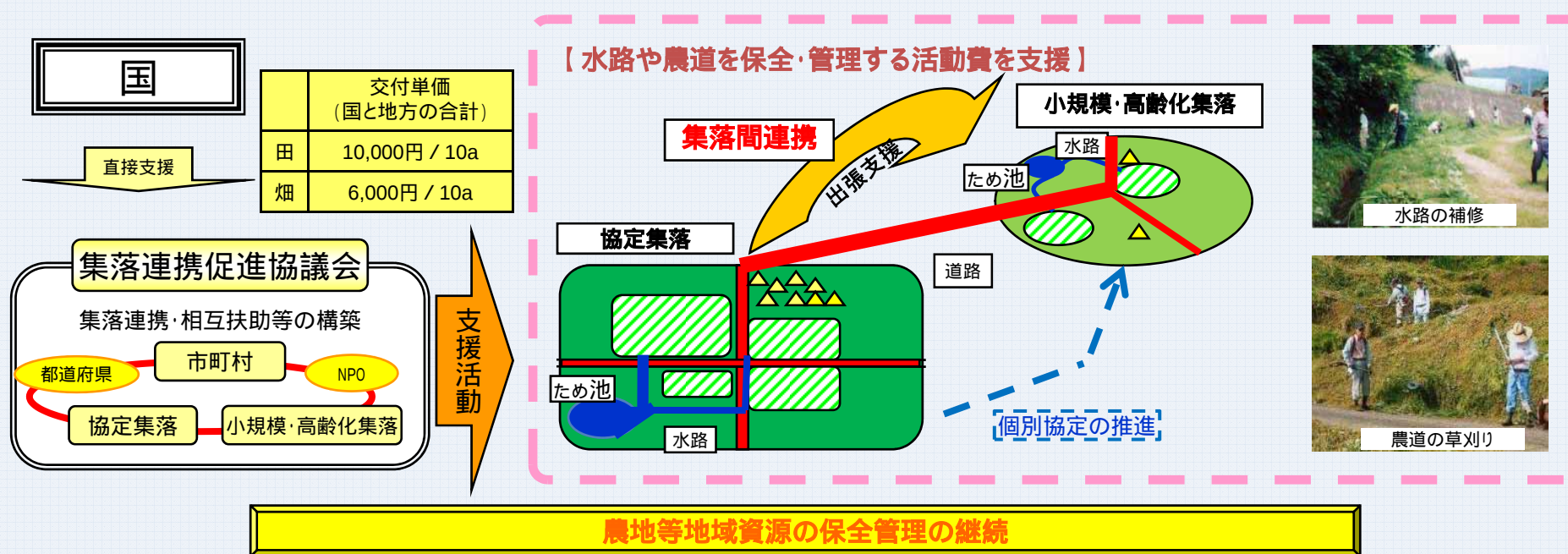
平成 2 1 年 3 月 2 6 日

農林水産省

しょうきぼ
小規模・高齢化集落支援モデル事業

- 集落が有する多面的機能の確保を図るために、小規模・高齢化集落を数多く抱える中山間地域において直接支払制度に取り組んでいる集落との連携により、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動についてモデル的に支援。

小規模・高齢化集落支援モデル事業



中山間地域等における多面的機能の維持・増進

平成21年度概算決定額

197 (236) 百万円

事業実施期間

平成20年度～平成21年度

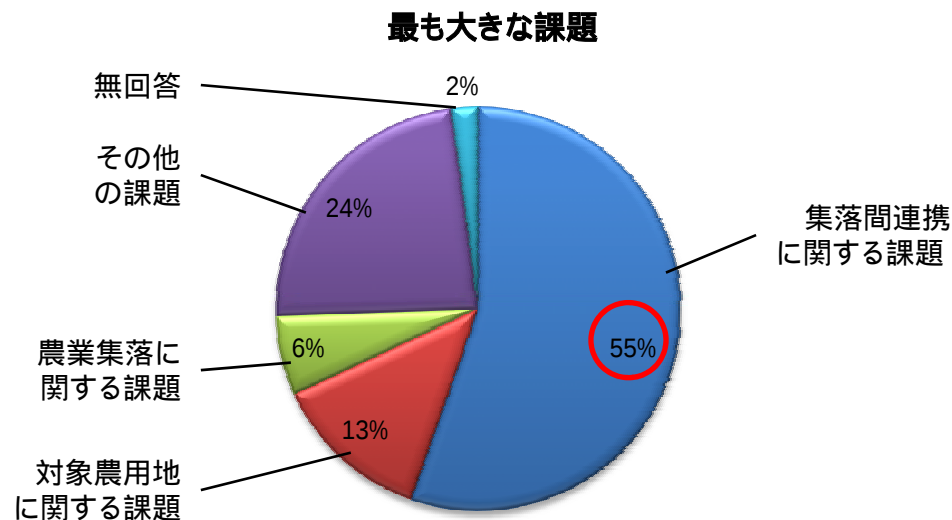
小規模・高齢化集落支援モデル事業の課題整理

小規模・高齢化集落支援モデル事業の実施について、47都道府県の担当者を対象としたアンケート調査を実施し、以下の観点から、課題整理を行った。

- 集落間の連携
- 対象農用地
- 農業集落
- その他の課題（地方財政、事業スキームなど）

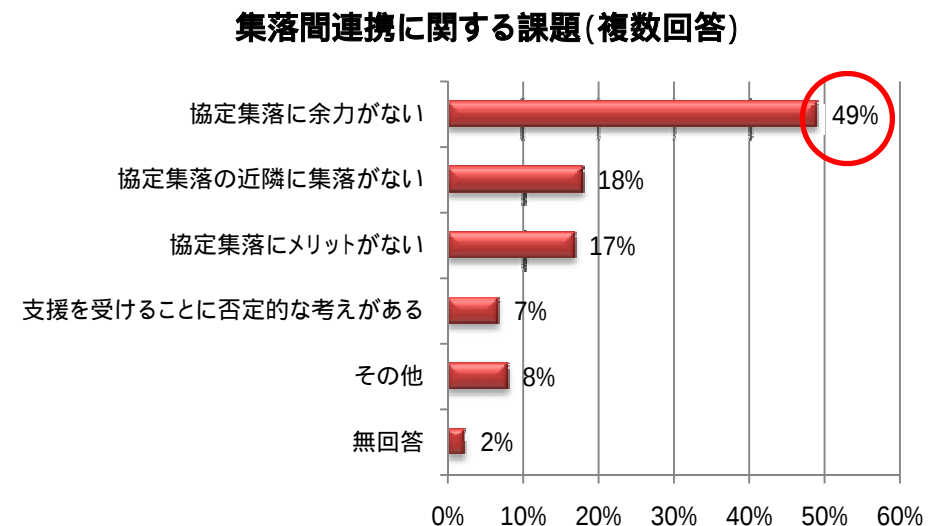
【最も大きな課題】

～の中で最も大きな課題として挙げられるものについては、「集落間の連携に関する課題」が5割を超え、最も多かった。



【集落間連携に関する課題】

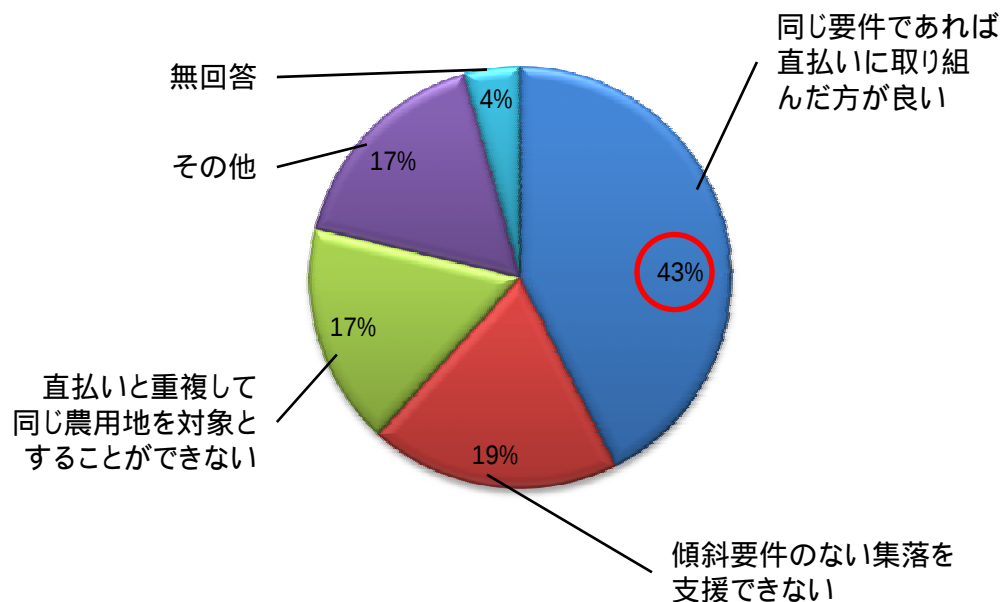
集落間連携を推進する上での課題については、「協定集落に余力がない」が最も多く、次いで「協定集落の近隣に集落がない」、「協定集落にメリットがない」といった順になっている。



【 対象農用地に関する課題】

事業の対象となる農用地を、中山間地域等直接支払制度と同じ傾斜等の基準とすることの課題について、「同じ要件であれば直払いに取り組んだ方が良い」という意見が4割以上と最も多かった。

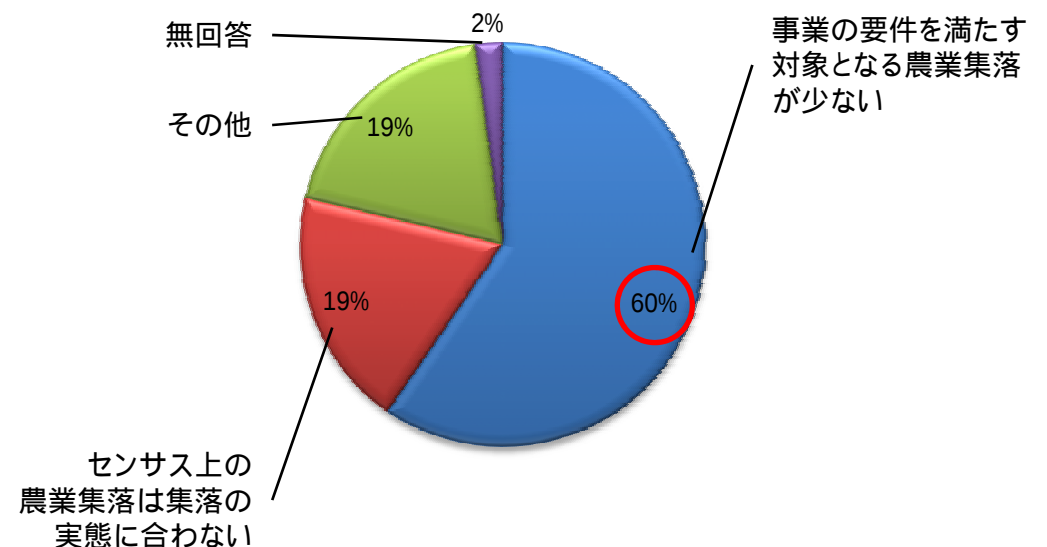
対象農用地に関する課題



【 農業集落に関する課題】

事業の対象を小規模で高齢化の進んだ農業集落としていることの課題について、「事業の要件を満たす対象となる農業集落が少ない」が約6割と最も多く、「センサス上の農業集落は集落の実態と合わない」が約2割を占めていた。

農業集落に関する課題

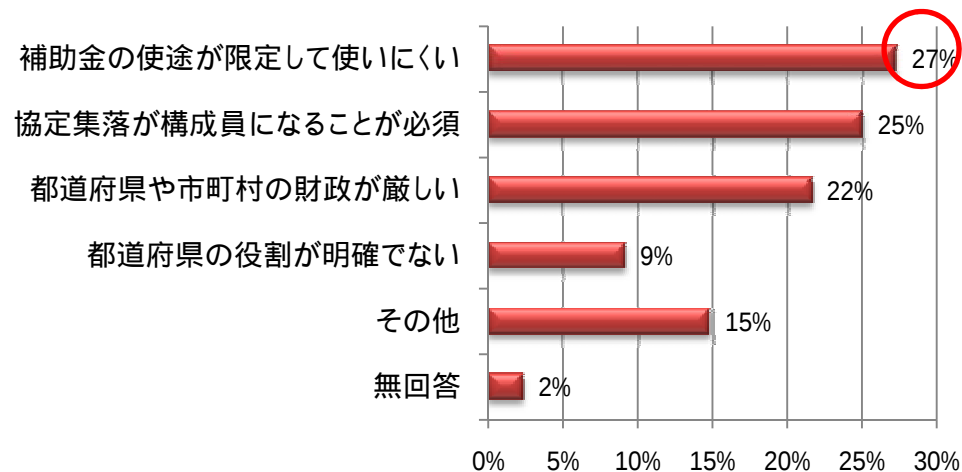


農業集落：市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと

【 その他の課題 】

その他の課題については、「補助金の使途が限定して使いにくい」が約3割で最も多く、次いで「協定集落が構成員になることが必須」、「都道府県や市町村の財政が厳しい」といった順になっている。

その他の課題について(複数回答)



【 主な自由記述意見 】

1. 本事業は中山間地域等直接支払制度の中で対応すべき
2. 協議会方式は、市町村の事務負担が大きい
3. 補助金の使途の緩和
4. 協定集落に余力がないため、必須構成員から外す
5. 対象農用地の傾斜要件等を外す
6. 事務量に比べ補助金額が少ない
7. 対象となる集落の要件（高齢化率、戸数規模）を緩和
8. 集落への定住条件の整備が必要
9. 地域活動を推進、調整する人材への支援
10. 国が協議会へ直接支援する仕組みのため、県として積極的に関わるのが難しい

Y町集落連携協議会(F県Y町)

1 協議会の概要

(1) 協議会の構成員	
市町村名	F県Y町
小規模・高齢化集落名	A集落 (農家戸数12戸 高齢化率50%、75歳以上25%)
協定集落名	B集落 (集落協定面積 10.7ha)
(2) 交付対象農用地面積	3.2ha



連携協議会の発足



草刈り作業

2 取組の概要

■ 活動に至った経緯

- 昭和40年代までは、B集落とA集落は、両集落のための小学校の分校があり教育活動はじめ地域経済活動が一体となっていたため、地縁的な繋がりが深かったが、近年は道路網の整備などにより集落ごとに独立し、繋がりは薄れつつあった。また、A集落は、集落の高齢化の進展に伴い5年間の農業生産活動の継続に不安があったため、直接支払制度に取り組んではいなかった。
- このため、A集落では、農道の保全管理などの活動が困難になりつつあった。
- このような中、町より各区長に説明を行い、町と県による集落全体の説明会の席上で協定集落から支援したい旨の発言があり、協議の末、協議会の設立に至ったものである。

■ 事業実施にあたっての課題の克服方法

- 町が調整役となり、本事業の実施を勧めたが、B集落では「自分の集落で手一杯」であること、A集落では、「実際に作業してくれるのか不安」という理由で躊躇していた。

- その後、再度、町が本事業の実施を勧めたところ、同じ小学校で顔見知りであったこと等の地縁的つながりも踏まえ、B集落では、土・日曜日であれば、支援できると考え事業の実施に至ったものである。

■ 保全活動の概要

- B集落21名、A集落7名が参加して、7月に農道の草刈りを行い、9月に農道の草刈りと農道の敷砂利による簡易補修工事を行った。

■ 本事業実施後の地域の声

- 今回の取組みにより、A集落に人の往来が増え、村中が活気づいたように見え、地区単位を越えた繋がりを取り戻せることとなった。
- また、共同作業により、農道の路肩が整備され、高齢者が安全に農道を歩くことができるようになり、住民から大変喜ばれている。
- 今後は、来年度へのよりよい連携に向けて両地区の話し合いを深めることとしている。

A町集落連携協議会(K県A町)

1 協議会の概要

(1) 協議会の構成員

市町村名	K県A町
小規模・高齢化集落名	N集落 (農家戸数18戸 高齢化率67%、75歳以上47%)
協定集落名	Y集落 (集落協定面積 14.7ha)
その他の構成員	A農業協同組合、K県A地域振興局
(2) 交付対象農用地面積	4.7ha



N集落内風景



水路草刈作業

2 取組の概要

■ 活動に至った経緯

- N集落とY集落は、市町村合併(H17年)前の異なる市町村に属していたため、水路、農道等の管理もそれぞれで行い、集落間の連携は希薄であったが、昭和44年3月に廃校になるまで、Y集落にあった小学校の分校にN集落の者が通学していたため、50歳以上多くの住民が顔見知りであった。
- N集落は、5年間の農業生産活動の継続が可能かなどを含め、地域での話合いの結果、直接支払制度の取組みがされていなかった。
- このため、N集落では、高齢化が進む中で農道等の維持管理作業等の実施が年々困難になりつつあった。
- 一方で、N集落へ出作しているY集落の者から、直接支払い制度のような事業に取り組むべきとの要望が以前から出されていた。
- このような中、町から両集落に対し、事業の説明したところ、5年間継続しての事業実施は難しいが1～2年程度であれば、取り組むことが可能ではないかという地域住民の意見がだされ、町が両集落間の調整役となり、事業への支援を行うことで合意が図られ、協議会設立に至ったものである。

■ 事業実施にあたっての課題の克服方法

- 町が調整役となり、事業を勧めたが、Y集落では「他の集落を支援する余裕がない」との意見がだされたが、同じ小学校で顔見知りであったこと、N集落へ入作していたことを背景に、町が関係者に説明を行い、合意形成が図られた。

■ 保全活動の概要

- Y集落9名、N集落21名、その他構成員3名が参加して、9月に水路・農道の草刈りを行い、2月には水路・堰等の簡易補修を行った。

■ 本事業実施後の地域の声

- 事業の実施に伴い、地域における話し合い活動が活発化した
- 話し合い活動を通じて、耕作放棄地の防止等、農地保全の取り組みの気運が高まった。
- 近隣の集落同士が連携して水路・農道等を守っていかなければ、単一の集落での維持は難しいため、今後もこのような取組みを続けていきたい。

今後の施策の方向性について

本事業を実施するにあたって都道府県、市町村、集落の代表者など関係者からの様々な意見を踏まえると、今後の施策の方向性について次の視点が考えられる。

1. 集落間で連携の輪を広げることにより、複数集落で協働して農地の保全や施設の管理などを行うことが効果的ではないか
2. 直払い集落に限らず、NPOなど多様な主体との柔軟な連携のあり方により、幅広い取組を目指すべきではないか
3. 連携の輪を広げるためには、集落と集落の間に入って両者を取り持つ「つなぐ人」の存在が重要ではないか